

有害図書類とは

図書類(書籍、雑誌、写真、ビデオテープ、CD-ROM、DVD等)で、

- ①知事により青少年に有害であると指定されたもの(個別指定)
- ②一定の基準を超える内容及び分量の性表現を有するもの(包括指定)

①個別指定

青少年の

性的感情を刺激
粗暴性や残虐性を助長
するような図書類

②包括指定

書籍または雑誌で、

卑わいな姿態等の写真を掲載したもの
(1枚でもあれば有害図書類になります。)
卑わいな姿態等の絵を掲載するページが10以上または総ページ数の10分の1以上であるもの
ビデオテープ、CD-ROM、DVD等で、
卑わいな姿態等の場面が合計3分以上または10場面以上あるもの

知事による指定



卑わいな姿態等とは

全裸、半裸または、これらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたもの)を含む)

- ・陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態
- ・自慰の姿態
- ・愛撫の姿態
- ・排泄の姿態
- ・緊縛の姿態

性交または、これに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたもの)を含む)

- ・男女の性交
- ・同性間の性行為
- ・強姦その他のりょう辱行為
- ・変態性欲に基づく性行為



- ・有害図書類の指定方式は2種類あります。(個別指定と包括指定)
- ・包括指定の場合、基準を超える図書類は、市場に出た時点で有害図書類とみなされます。
この場合、有害図書類に該当するかどうかは事業者のみなさまが判断しなければなりません。